

職場のメンタルヘルス対策、高齢者の労働災害防止対策に係る 改正労働安全衛生法Q&A

Q 1 高齢者の労働災害防止対策の推進とは何ですか？

A 1

- ◆ 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢労働者の割合は30.0%となっています。休業見込期間をみると年齢が上がるにしたがって長期間となっています。
- ◆ 高齢者の災害発生率の増加は、個人によりばらつきはありますが、労働災害発生のリスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下が付加されていることが大きいと考えられます。
- ◆ 改正労働安全衛生法では、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理、健康状況・体力の状況の把握、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること、法令に基づく教育等を確実に行うことなどが事業者の努力義務とされました。
- ◆ 高齢者が安心して、安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと、筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うことが事業者に求められます。

Q 2 エイジフレンドリー補助金とはどのようなものですか？

A 2

- ◆ 高齢労働者の労働災害防止の対策のための、機器の購入、設備や施設の工事、専門家による指導を受けるなどの取組にかかる経費が補助されるものです。この補助金の交付を受けるためには、申請後、交付決定された後に、決定に従って、機器の購入、設備等の工事や専門家による指導を発注するなどの取組を実施する必要があります。交付決定日より前に購入や発注をしていた場合は、補助金が支払われません。
- ◆ 次のような環境改善設備等の導入が補助の対象となります。
 - ① 2m未満の高い場所における作業を行うための「高所作業台」に、囲いや手すりが付属した昇降装置を設置する場合。
2m以上の高さにおける高所作業を行う高所作業車等は補助の対象外です。
 - ② 自社の社員が利用する通路における積雪や気象による凍結を防止するための「電熱マット」等の凍結防止装置の設置。
 - ③ 熱中症対策として、「スポットクーラー」や「ミストファン」等の機器を導入する場合。体温を下げるためや、飲み物を冷やすための保冷剤の購入は補助の対象外です。
 - ④ 熱中症のリスクの高い暑熱作業のある作業場及び屋外作業において使用する電動ファン付き作業服（体温を下げる機能があるもの）の購入。
- ◆ 令和8年度の申請等の詳細は、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ (<https://www.jashcon-age.or.jp>) をご覧ください。